

ポストコロナの国際レジームをめぐる方向性に関する研究
鈴木一人 東京大学公共政策大学院

研究要旨

本研究はポストコロナの国際レジーム形成の中核となるべく提唱されたパンデミック条約が、狙い通り新たなグローバルヘルスガバナンスの枠組みを提供しうるかどうかを理論的に検討するものである。パンデミック条約の具体的な内容についてはまだ明確にはされていないが、その前段階として、新型コロナによるパンデミックを受けて新たな規範が求められているのかどうか、また新たな規範が出来るのであれば、それはどのような仕組みで成立するのかということを経済政治学の観点から分析する。新たな規範が成立するためには、規範を主導する「規範起業家」の役割が大きく、その「規範起業家」が多くの関係国をまとめて「分水嶺」を超えることで新たな規範が出来るが、本稿の考察では、パンデミック条約はそうした新たな規範を成立する条件を整えておらず、その成立の可能性は高くないという結論に至った。

A. 研究目的

本研究は、グローバルヘルスガバナンスを実現する上で、現在議論されている、パンデミック条約*が果たして新たなパンデミックに対するプリペアドネスを高める条約になるのかどうか、それが新たなグローバルヘルスガバナンスの枠組みとなりうるのかどうかを検討する。それを検討する上で、新たな規範が成立するプロセスを理論的に検討し、国際的なガバナンスの仕組みを制御するためには「規範の成立」が重要であるとの観点から、規範成立のメカニズムの理論的検討を行う。そのうえで、パンデミック条約の議論の方向性から、将来的にこの条約が新たな規範的枠組みを創り出すかどうかを検討する。

※注：パンデミックへの備えと対応に関する国際文書を策定及び交渉するための政府間交渉会の設立が2022年11月に開催された第2回WHO特別総会で決定した。その文書の法的な形式などは執筆時点の2022年5月時点で特定されていないが、便宜上「パンデミック条約」と表記する。

B. 研究方法

主に文献調査を中心とする理論的研究を行う。

（倫理面への配慮）

特になし

C. 研究結果

国際社会の秩序は主権国家によって構成された、国家間共存の秩序である。主権国家を超える権威は存在せず、グローバルガバナンスの中心となる国際機関も、あくまでも主権国家が集合して意思決定を行う機関という位置づけとなっている。

加えて、グローバルガバナンスの仕組みは、セクターごと、イシューごとに分割された枠組みとなっ

ており、国際保健行政であれば、WHOに各国の保健政策を担当する機関から派遣された代表が集まり、具体的な問題解決手段や予算配分などを検討することとなるが、その機関に与えられた任務（Mandate）は、そのセクターに限定的なものであり、その任務を超える議論をすることは前提となっていない。そのため、国際保健問題を扱う議論においては、その議論を進めるために必要な範囲で、他のセクターに関する議論をすることは可能であるが、実際には、他のセクターの議論に踏み込むことで、他の国際機関や意思決定枠組みの任務を混乱させ、意思決定を複雑にする、ないしは矛盾することになりかねない。

こうしたグローバルガバナンスの性格から、これまではそれぞれのセクターごとのガバナンスというのが一般的であった。しかし、国際的な相互依存が強まっただけでなく、ヒトの移動が圧倒的に増大する中で、グローバルガバナンスの枠組みをセクターごとにとどめておくことは困難な状況にある。グローバルヘルス分野においても、ワクチンや治療薬の開発・製造と、それらの貿易は、WTOを中心とする国際貿易のルールが適用される。とりわけ、個々で問題になるのは知的財産権の保護である。さらに、グローバルヘルス分野においては、ワクチンや治療薬の国際的な平等分配が問題になるが、それを支援するための枠組みは、国連開発計画（UNDP）やUNICEFなどの枠組みを通じたものになっていく。また、こうした分配を進めるために必要な資金提供は、グローバルなファイナンス政策にかかわるものであり、これまで世界銀行などが担ってきた役割である。こうした複数の機関を横断する仕組みは存在せず、もしそれが存在するとすれば、グローバルなガバナンスをつかさどる「世界政府」と言ったものになるが、その存在は主権国家システムには相入れないものである。

さらに、こうした異なるセクターにおけるガバナンスには、それぞれの「規範」が存在する。たとえば、貿易分野においては、自由貿易が規範であり、関税を引き下げ、国際的に共通するルールを設定し、それらのルールに違反する国には修正を求める仕

組みの基礎となっている。これは言い換えれば、各国が自国産業を保護し、雇用や社会秩序を守るよりも、自由貿易を進めることが優先される価値となり、その価値を体現するためのガバナンスシステムが構築される。他方、WHOにおいては、人々の健康と生命の維持が主要な価値であり、それらを国際的な支援によって実現するという規範が存在する。これはしばしば自由貿易を通じた自由な経済活動だけでは維持することが出来ず、その規範は貿易の規範と対立する。

本研究においては、このような規範の対立と、異なるセクターにおける規範の移転がどのような形で実現するのか、ということを検討していく。その中で、制度主義学派の議論と専門家によるガバナンスの仕組みをめぐる理論的な検討を通じて、ポストコロナの国際レジームに関する検討を行ってみたい。

1. 制度主義学派のアプローチ

国際協力体制はその制度的な側面から分析されることが多かった。国際レジーム論ないしは国際制度論と呼ばれる一連の議論は、その主たる分析対象を国際機構を通じた緩やかな国際秩序の制度的側面とし、主に貿易や環境といったシングル・イシューに焦点を当ててきた¹。しかしながら、これらの研究は、諸国家が紛争と対立を避け、トランスアクション・コストを下げるために国際協力を進める状況があることを明らかにし、また覇権国が国際公共財を提供することによってはじめて国際秩序が安定するという議論にとどまっている。即ち、これらの制度分析のアプローチはあくまでも国家を主たるアクターとして捉えており、その意味では国際関係学における新現実主義的アプローチの修正という域を脱したものではない。

一方、本稿が対象とする欧州における国際制度の発展に関する研究では、非国家主体も含んだ、比

較政治学的な制度主義アプローチが台頭してきている。特にEUの研究において、EU独特の制度である「アキ・コミュニテール（共同体の既存法規）の遵守」に着目した制度分析²や、EU加盟国とEUの制度的な関係が加盟諸国のみならず、国内諸主体の利益や戦略を規定しているという議論³が展開されている。

さらに、1980年代に入り、かつて政治学界を席巻した行動科学主義に基づく政治過程分析への批判として新制度学派と呼ばれる学問的潮流が台頭してきている。この学派は大きく分けて合理的選択制度論と歴史的制度論の二つにわかれて発展してきた⁴。

合理的選択制度論者は、個人は自らの効用を最大化するために合理的に行動することを前提とし、その結果生まれる集合行為の失敗（囚人のジレンマやフリーライダーの問題）を回避するために制度が「ゲームのルール」を与え、対立よりも協調の方がより効用を増大することができるという仕組みを与えていると見る⁵。その前提として、制度は諸主体の利益の「最大公約数」が収斂した結果としての「自発的合意」によって形成されると考えられている⁶。この合理的選択制度論に依拠してグローバルヘルスガバナンスを説明すれば、各国は、自国に感染症が蔓延することを避け、途上国で発生した感染症を世界的に拡大する前に封じ込めるために国際協力制度を確立する、という議論になるであろう。

他方、歴史的制度論は、制度の発展過程に着目をし、さまざまなルール、手続き、慣習などが歴史的に蓄積され、過程依存的 (path-dependent) に規定されていると主張する。制度に参加する諸主体は、こうした歴史的に規定された制度的文脈のなかでのみ、自らの利益や戦略を形成し、政治的な権力関係を構成することができるとされる⁷。つまり、歴史的制度論者は、主体は常に合理的に計算してい

¹ 代表的な著作として Krasner, S.D. (ed.), International Regimes. Ithaca: Cornell University Press, 1983; Keohane, R.O., International Institutions and State Power: Essays in International Relation Theory. Boulder, San Francisco, London: Westview Press, 1989; Grieco, J., Cooperation among Nations: Europe, America, and Non-Tariff Barriers to Trade. Ithaca: Cornell University Press, 1990 などがある。

² 例えば Shackleton, M., 'The Delors II Budget Package', in Nugent, N. (ed.) The European Community 1992: Annual Review of Activities. Oxford: Blackwell, 1993; Wiener, A., 'The Embedded *Acquis Communautaire*: Transmission Belt and Prism of New Governance', in Neunreither, K. and Wiener, A. (eds) European Integration after Amsterdam: Institutional Dynamics and Prospects for Democracy. Oxford: Oxford University Press, 2000, pp.318-341 など。

³ Bulmer, S.J., 'New Institutionalism and the Governance of the Single European Market,' Journal of European Public Policy. vol.5 no.3, 1998, pp.365-86; Garrett, G., 'International Cooperation and Institutional Choice: The

European Community's Internal Market,' International Organization. vol.46 no.2, 1992, pp.533-558; Pierson, P., 'The Path to European Integration: A Historical Institutional Analysis,' Comparative Political Studies. vol.29 no.2, 1996, pp.123-163.

⁴ 真淵勝『大蔵省統制の政治経済学』（中央公論社、1994年）第一章、Hall, P.A. and Taylor, R.C.R., 'Political Science and the Three New Institutionalisms,' Political Studies. vol.44 no.4, 1996, pp.936-957などを参照。

⁵ North, D.C., Institutions, Institutional Change and Economic Performance. Cambridge: Cambridge University Press, 1990; Williamson, O., The Economic Institution of Capitalism. New York: Free Press, 1985.

⁶ Hall and Taylor, *op cit.*; Moravcsik, A., 'Negotiating the Single European Act: National Interest and Conventional Statecraft in the European Community,' International Organization. vol.45, no.1, 1995, pp.19-56.

⁷ March, J.G. and Olsen, J.P., Rediscovering Institutions: The Organizational Basis of Politics. New York: Free Press, 1989; Steinmo, S., Thelen, K. and Longstreth, F. (eds), Structuring Politics: Historical Institutionalism

るのではなく、歴史的に与えられた制度に親和的な行動をすることを考えているのである。また、歴史的に蓄積された行為のパターンは、規範、信念、アイデアなどの共有を促進し、主体の世界観の形成に影響を与えると考えられている⁸。この観点からグローバルヘルスガバナンスを見れば、第一次大戦後のスペイン風邪に対応するグローバルな枠組みとして国際連盟の中に保健局が作られ、国際協調によってパンデミックを防止するということが所与のものとして受け入れられ、その規範に基づいて新たな国際協力の枠組みが成立した、という議論になるであろう。

この二つの制度主義アプローチの潮流は、制度が主体の戦略と行動について一定の影響力を及ぼす点については共通しているが、主体の行動原理となる利益、戦略、行為目的が内発的なものであり、かつ所与のものなのか（合理的選択制度論）、それとも制度によって外生的に規定されるのか（歴史的制度論）という点において、差異が見られる。本稿では（後に詳細に検討するが）、制度は初期局面においては、主体の内発的な戦略、利益、目的によって形成され、発展するが、ある一定段階に達すると、制度が主体の戦略や利益から自律的になり、それまでの発展過程の中で蓄積されたルール、手続き、慣習などが主体の行動に影響を与えるようになると仮定する。つまり、制度とは歴史的に不変なものではなく、さまざまな局面において主体との関係を変えていくものとして理解しているため、合理的選択制度論も歴史的制度論もそうした制度の発展段階の異なる局面での制度と主体の関係を説明している議論として扱う。

では、当面の課題として、何を「制度」と呼ぶべきなのだろうか。制度主義者の中でも制度を「公式ルール、同意の手続き、標準作業手続き」とするものから⁹、「ルーティーン、手続き、慣習、役割、戦略、組織的形態と技術」と「信念、パラダイム、規則、文化、知識」までを含む¹⁰というものまで幅広い。本稿では、制度の概念を有効な分析ツールとするためにも、一定程度限定的に使う——つまり主体の権力関係と行動を規定する公式のルールと手続き、またそれに基づく慣習化された行動のパターン——が、同時にそれらの制度は主体間で共有された規範やパラダイムをなくしては成立することが困難である、との立場をとる。以下では制度という場合、「公式のルールと手続き」に言及することを意味するが、制度の発展過程で次第に主体間に共有される規範が成熟していくこともあることに留意しておくべきであろう。

II. 規範ライフサイクル論

制度の形成、安定、成熟、変革の歴史を観察するに当たり、合理的選択制度論と歴史的制度論を局面ごとに選択的に適用する分析枠組みを構築していく上で、フィンモアとシキンクが提唱する「規範ライフサイクル論¹¹」は大いに示唆に富む。通常、

規範や制度の研究は、それらがいかに主体の行動を制限し、適切な行為に対する共有された概念や期待、信念が秩序と安定を与えるかを分析することに主眼を置くが、この議論は、国際的な規範や制度の所与性を否定し、規範の変化を説明することを目的としている。彼女らは規範が成立する過程を規範の出現、規範の拡散、そして規範の内在化の三つの局面にわけ、それぞれの局面における政治的ダイナミクスを解明していく。

まず、第一の規範の出現局面であるが、ここでは「規範起業家 (Norm entrepreneurs)」の存在が重視される。規範起業家は特定の問題を取り上げ、解釈し、特定の概念を生み出し、それを劇画化することで、注目を集め、議題設定 (framing) を行う。例えば国際赤十字運動を進めたアンリ・デュナンなどは典型的な規範起業家である。しかし、規範起業家といえども一人で規範を展開する事は出来ない。規範起業家にとって不可欠なことは組織化された基盤 (Organizational platform) であり、そこから打ち出す政治戦略である。この基盤を用いて規範起業家はメディアや意志決定者など重要な規範の受け手にアクセスし、情報を提供するだけでなく、組織的な行動を起こし、既存の規範に挑戦する行動（しばしば既存の規範では「不適切」な行動も含まれる）に出ることで問題の性質を浮かび上がらせ、世間の注目を集めようとする。

この第一段階が次の段階に進むためには、「分水嶺 (Tipping point)」を乗り越えなければならない。この「分水嶺」とは、規範が拡散するために不可欠な決定的多数の主体 (critical mass)、中でもその問題に重要な関係者が新たな規範を受け入れている状態を指す。例えば対人地雷禁止運動では、地雷生産国である英仏が運動に共鳴したことが規範の拡散につながった。フィンモアとシキンクは規範は最低でも「システム内の参加国全体の3分の1」がその規範を採用しなければ規範の拡散は始まらない、としている¹²。

このような分水嶺を乗り越えた規範は、次に規範の拡散局面に入る。ここでは、国際的に認められつつある規範が、各国国内の抵抗や様々な事情を乗り越え、幅広く受け入れられていくようになる。そのメカニズムとして正当化 (Legitimation)、恭順 (Conformity)、尊厳 (Esteem) がある¹³。正当化は自らが国際社会において異端者として振舞うことが正当化できなくなり、また国内の抵抗勢力に対して、国際的な規範を自らの行動の正当化原理に用いることを意味する。恭順は、規範に従うことによってその国家が属する集団の価値に適応しているという社会的証明となり、自らのアイデンティティの一貫性を保とうとすることを意味する。また尊厳は、国際社会において尊厳あるメンバーとして認められようとすることを意味する。

こうして拡散した規範は、各国において内在化される局面に移る。規範は既に広く受け入れられているため、それが「当然」のものとして認識され、

in *Comparative Analysis*. Cambridge: Cambridge University Press, 1992.

⁸ March and Olsen, *op cit*.

⁹ Hall, P., *Governing the Economy: The politics of state intervention in Britain and France*. Oxford: Oxford University Press, 1986, p.19.

¹⁰ March and Olsen, *op cit*, p.22.

¹¹ Finnemore, M and Sikkink, K., "International Norm Dynamics and Political Change", *International Organization*, vol.52 no.4, 1998.

¹² *Ibid*. p.901.

¹³ *ibid*. pp.902-903.

主体は無意識のうちに規範に追従するようになる。各国の官僚や専門家は新たな規範の価値に基づいて政策を立案、執行し、その行為が反復されていくことで、規範が内在化されていくのである。

III. 専門家集団の行動分析アプローチ

このように新たな規範が生まれ、制度が変化していくことを見ていくためには、「規範起業家」の存在が重要となってくる。そうした規範を成立させ、それを広めていく仕組みも検討していかなければならない。グローバルヘルスガバナンスのように高度に技術的で専門的な分野においては、その枠組みを規定する専門家の役割りが極めて大きくなる。グローバルガバナンスの枠組みを作る中で、専門家をどのように位置づけるのか、ということは研究上の大きな課題である。

III.1. エピステミック・コミュニティ

近年の専門家集団の政策形成過程における役割分析によく用いられているのが、ピーター・ハースが提唱している「エピステミック・コミュニティ (Epistemic Community)」の議論である。これは「ある特定の政策分野における政策に関連した知識に対する権威を持ち、認知された経験と能力を持つプロフェッショナルのネットワーク」と定義されており、このネットワークは規範、信念、政策志向性などによって結びついており、単なる利益集団やテクノクラートの集まりとは区別される¹⁴。このような専門家集団は、国境を超えてその政策志向性や価値観を共有し、国際交渉の場において政策決定者に働きかけ、交渉の帰結をある一定の方向に誘導しようとするのが可能であるとされている。つまり、各国政策決定者は技術的に難解な政策イシューを理解することが困難であり、必然的に専門家に助言を求めるが、専門家達は国際学会などを通じて意見を交換し、価値観の収斂度を高めることによって、異なる政府の政策決定者に対し、類似した政策オプションを提供することになる。それが結果として、国際交渉の帰結の方向性を誘導することになると考えられる。つまり、国際交渉に参加する諸政府の国内政策形成過程に影響をもつ専門家の国際的な連帯によって、国際交渉の趨勢に影響を与えることが出来るのである。また、ハースらはこのような国際的な政策形成過程が繰り返されることによって、政策決定者がある種の行動様式と思考方法を学習し、専門家が関与しない場合でも、それまでの政策パターンを持続すると論じている¹⁵。

エピステミック・コミュニティの議論は政策形成過程における専門家の役割を明確にただけでなく、専門家がいかに国際的な交渉の帰結に影響

を与えるかを示したが、本稿での議論を進める上で、次の二点について留保しておかなければならない。第一に、ハースらが認めているように「エピステミック・コミュニティは現実を作るが、彼らの望んだとおりになるとは限らない¹⁶」ということである。政策決定者がすでに政策への志向性を持っており、エピステミック・コミュニティの専門家ではなく、別の専門家に助言を求めた場合、エピステミック・コミュニティに参加する専門家は政策形成プロセスに影響を与えることができない。言い換えれば、エピステミック・コミュニティの影響力は政策決定者へのアクセスによって規定されてしまうのである¹⁷。第二に、エピステミック・コミュニティは常に単独で存在するとは限らず、競合する複数のエピステミック・コミュニティ (Epistemic Communities) と政策決定者に対する影響を競い合うのであり、各国内でのエピステミック・コミュニティ間の競争の結果、それぞれの政策決定者 (交渉当事者) の交渉ポジションが決定される。国際交渉の帰結は、そうした異なる交渉ポジション間のバーゲニングによって成立するのである。

III.2. アドヴォカシー・コアリション

エピステミック・コミュニティの議論よりは知名度が低いのが、より興味深い議論として、サバティエとジェンキンス＝スミスが提唱する「アドヴォカシー・コアリション (Advocacy Coalition)」の議論について少し紹介しておこう。アドヴォカシー・コアリションとは「基本的な信念を共有し、ルールや予算、政府要員に働きかけて自らの目的を達成しようとする、公的・私的組織に属するアクターの集合¹⁸」と定義されている。このアドヴォカシー・コアリションは、諸個人の短期的な利益ではなく、個々の価値観や信念によって結びついており、彼らのもつ特殊な技能や経験を用いて政策形成に影響を与えるとされている¹⁹。ここでは複数の集団が互いに政策決定に影響を及ぼそうとして競争し、政策決定者は中立的な存在として、より説得力のある議論を展開した集団の政策を採用すると仮定されている。

アドヴォカシー・コアリションの議論は国内政策形成過程に限定されているとはいえ、エピステミック・コミュニティの議論に比較して、より有効な分析枠組みを提供しているといえる。しかしながら、この議論にも若干の考慮しなければならない点が残っているといえよう。それはこの議論が政策決定のサブシステム、つまり政策形成へのインプットの部分にのみ焦点をあて、政策決定者が中立的な立場にあると仮定されている点である。グローバルヘルスガバナンスのように、国内経済

¹⁴ Haas, P.M., 'Introduction: Epistemic Communities and International Policy Coordination,' International Organization, vol.46 no.1, 1992, p.3.

¹⁵ Adler, E. and Haas P.M., 'Conclusion: Epistemic Communities, World Order, and the Creation of Reflective Research Program,' International Organization, vol.46 no.1, 1992, p.385.

¹⁶ Adler and Haas, *op cit*, p.381.

¹⁷ Barker, A. and Peters, B.G., 'Science Policy

and Government,' in Barker, A. and Peters, B.G. (eds) The Politics of Expert Advice: Creating, Using and Manipulating Scientific Knowledge for Public Policy. Edinburgh: Edinburgh University Press, 1993, p.5.

¹⁸ Sabatier, P.A. and Jenkins-Smith, H.C. (eds), Policy Change and Learning: An Advocacy Coalition Approach. Boulder: Westview, 1993.

¹⁹ Sabatier, P.A., 'Policy Change over a Decade or More,' in Sabatier and Jenkins-Smith, *op cit*, p.27.

社会活動に大きく影響する政策分野においては、政策決定者が常に中立であることを期待することは困難であり、むしろ積極的な政策の志向性を持っていると考えるほうが自然である。

D. 考察

こうした理論的枠組みを踏まえ、ポストコロナの国際レジームをめぐる方向性を考察すると、以下のような検討をすることが出来るであろう。

- 新たに提唱されているパンデミック条約の提案については、「規範起業家」としてドイツをはじめとする欧州各国がその役割を果たしているが、必ずしもエピステミック・コミュニティを巻き込んでいるわけではなく、政治的な思惑で議論を進めている傾向が強い。また、ファイナンスなど、複数の規範にまたがる枠組みを十分に構築できているわけではなく、新たな規範を創り出すのに十分なモメンタムがなく、分水嶺を越えることはないと思われる。
- パンデミック条約は中央集権的な枠組みを否定し、より水平的なパンデミックへのブリペアドネスを高めることが目的とされる。しかし、グローバルヘルスガバナンスの枠組みは、多分に「分配的」な性格が強く、中央集権的に資源を分配し、豊かな国から貧しい国への資源の移転が伴わなければ有効な政策を展開することはできない。そのため、多数の途上国の支持を得ることは結果的に難しくなるのではないかとと思われる。
- パンデミック条約の提案が抱える問題として、その枠組みが「規制的」であるところが重要なポイントになるであろう。各国がパンデミックへの対応の責任を持つことを前提とし、各国に義務を課すことが想定されている。こうすることで迅速にパンデミックに対応することが出来るという期待がある一方、そうした責任と義務を果たすことが出来ない国家にどのような支援を行うのか、といったことが問題になる。
- その際、資金と技術の移転が条約の中で規定されることになるであろうが、パンデミックの大きな問題は、そうした専門的な技術は限られた資源であり、それらが満遍なくアクセスできるわけではない、という点である。中央集権的に技術と知識を持つ専門家集団を育成し、グローバルな対応をする方が資源の分散を防ぐことが出来るであろう。
- もちろん、パンデミック条約が成立することが既存のWHOやIHRの枠組みを否定するわけではなく、これらの既存の枠組みの上に成り立つ規範になるであろうが、パンデミック条約が屋上屋をかすといった結果になる可能性も否定できない。
- パンデミック条約が提唱される背景にはIHRの遵守不足があるものとみられる。しかし、これらの問題は、法的拘束力を強めたからといって

実現するものではなく、主として能力の問題と意思の問題である。法的拘束力のある条約が結ばれば、各国はより義務についての認識を強め、それを実行すると思われるが、それは必ずしも正しい認識ではない。各国の意思をより強く遵守に向けていくためにも規範の創設が必要であるが、それを条約で縛ろうとする方向性は最初から反発を受ける可能性が高い。

- 加えて、現状の国際情勢はそうした可能性をより狭めているといえよう。アメリカと中国の間の対立関係は、トランプ政権時代ほどではないにしても、良好な状態ではなく、欧州も戦略的に中国を敵対的な国家として認識しつつある中で、積極的に欧州のリーダーシップを中国が受け入れる状況にはない。さらには、ロシアによるウクライナ侵攻で、欧州とロシアの関係も大きく悪化している。こうした状況はグローバルヘルスガバナンスに直接影響するものではないであろうが、各国の保健当局、外交当局がこうした文脈を無視して交渉を進めることは難しいであろう。
- 規範の接合：パンデミック条約より前にWHO憲章第17条に基づいて成立した条約としてWHOたばこ規制条約がある。この条約は、たばこの規制や移転の問題を取り扱う条約であるが、パンデミック条約と決定的に異なるのは、たばこ条約は「規制的」条約という点である。たばこ条約でも技術移転や資金提供が行われているが、これらは各国の規制を強化し、その履行を確保するためのものである。しかし、すでに述べたように、パンデミック条約は「分配的」条約にならざるを得ない。

E. 結論

以上のことから、パンデミック条約はその内容がどのような形になるにせよ、規範を推進する「規範起業家」としての欧州の役割りが限定的であること、エピステミック・コミュニティが十分に巻き込まれておらず、規範形成が十分に成立していないこと、さらには「分配的」な性格が強いいため、たばこ条約などの「規制的」な規範との接合が弱いということが明らかとなった。

ここから言えることはパンデミック条約が成立する可能性は低く、そこにエネルギーを注ぐことはあまり有益な戦略にはならない、ということである。

F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表
(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他